

習志野市議会議長

田中真太郎 殿



全ての戦争(準備も含む)に反対する陳情

(陳情項目)

安倍政権は同盟国である米国とともに行動をすることを可能とした「安保法制」によって、国民も知らぬ間に、米国の補給艦を防衛するために自衛隊の護衛艦を派遣させました。これは極東を緊張状態に陥れる挑発行為(戦争準備)と考えざるを得ません。このような憲法違反かつ戦争を煽る行為に対して下記項目について国に求めるべく陳情いたします。

1. 憲法 9 条の戦争放棄に従い、全ての戦争(準備も含む)に反対して、その回避のため外交努力も含めて努めること。

(陳情の趣旨)

米国トランプ政権は原子力空母「カールビンソン」を中心とする機動部隊を極東に展開して朝鮮半島へ向けての武力行使を煽りました。また、シリアに対しては先制攻撃としてトマホークミサイル 59 発を撃ち込みました。そのトランプ政権の戦争政策にいち早く「支持」したのは我が安倍政権だけでした。先般は安保法の実践とばかりに米国の補給艦を防衛するために自衛隊の護衛艦を併走させるというパフォーマンスも行いました。

国内では戦争の危機を煽り、あり得もしない架空の「サリンミサイル」の飛来のデマ宣伝したり、北朝鮮のミサイル発射に合わせてJアラーム(戦中の空襲警報そのもの)を始動させ地下鉄などの交通機関を一時的にストップさせ、今後もその度にストップさせようとしています(何故かその後の発射では交通機関のストップは見られません)。ミサイル飛来を口実に危機や不安を煽る避難の呼びかけや、防空訓練まがいの避難訓練などまさに大衆を戦争動員に駆り立てようとする行為と言わざるを得ません。一方で最大のリスク要因となる全国原発の再稼働をストップしないし原発立地地域の避難訓練もしないという全く辻褃の合わない政策を平然と実施しているのです。その上、安倍首相以下閣僚などは、花見や連休中の外遊や、ゴルフ三昧です。ミサイルなどの日米防衛対策の強化を推進することよりも、一旦立ち止まって、戦争にならないよう、外交面での主導権を執ることこそ、日本が果たすべき任務ではないでしょうか。

韓国では身内に便宜を図ったなどの不祥事で朴槿恵(パククネ)氏が民衆の力で打倒され、新大統領として領文在寅(ムンジェイン)氏が就任しました。文氏は早速に北朝鮮との対話の方針を打ち出しています。トランプ米大統領ですら米メディアとのインタビューで北朝鮮の金正恩委員長との会談について「環境が適切なら会ってもいいだろう」と述べ金氏との対話すら示唆し出しました。このように、各国首脳が朝鮮半島情勢を危惧して対話路線へ進む兆しが見え始めています。我が国だけが強硬論を主張して、世界から取り残される情勢にもなりかねません。

一方、安倍首相は身内に便宜を図ったとも疑われる「森友疑惑」「加計学園疑惑」などの問題にまともに答えず夫人や告白をした元文科次官の証人喚問要請にも応じず、政権とともに市民を監視する戦争と一体の「共謀罪」を支離滅裂な議論ともならない国会答弁の末、衆院を強引に通し、参院でも強行成立させようとして

います(5月29日時点)。そして今日まで「盗聴法」、「秘密保護法」、「安保法」など次々と強行成立させ戦争危機と不安を煽り続けています。

「共謀罪」を巡っては、人権やプライバシーを危惧する国連人権委員会特別報告者からの指摘書簡をうち消そうする政府は弁明するどころか国連に抗議までするという国際社会からも疑念の目で見られるような行為まで平然と行っています。

更に安倍首相は改憲派の集会で憲法9条に3項を新設して自衛隊を明記して具体的な改憲日程すら唱えだしました。ひたすら戦争への道を進めていると言えます。これは憲法99条の憲法尊重擁護義務に違反し、立憲主義に反するものと考えざるを得ません。

このような政権の危機を煽る政策により、一部の世論では先制攻撃論が勇ましく語られています。しかし朝鮮半島で戦争が始まれば必ず反撃にあい、我が国も多大の被害を被ることは予想されます。特に我が国の原発が破壊されれば取り返しのつかない事態になります。戦争というものは、勝っても負けてもお互いの民衆にとってみじめなものだということは何千万人と犠牲者を出した先の大戦を含めたすべての戦争が物語っているのではないのでしょうか。お互いの為政者は犠牲を民衆に押し付けて責任も取りません。

国は憲法を遵守してその擁護に努めるとともに、憲法9条の戦争放棄に従い全ての戦争(準備も含む)に反対して、その回避のため、話し合いを含めた外交を展開することを求めるものです。

2017年5月29日

川辺 俊一

習志野市香澄 2-1-6

(TEL [REDACTED])

習志野市議会議長



田中 真太郎 殿

ボートピア習志野敷地の一部の購入者である東京都競馬(株)
に対してギャンブル場への転用をしないことを申し入れる陳情

(陳情項目)

競艇の場外舟券売場であるボートピア習志野の駐車場部分の敷地の一部が、新たな公営ギャンブル業者である「東京都競馬株式会社」(以下東京都競馬と呼ぶ)に売却されました。新たな不動産所有者の「東京都競馬」が所有地を今後、新たなギャンブル施設への転用をしないことを東京都競馬に対して申し入れるべく陳情いたします。

(陳情の趣旨)

登記簿謄本によりますと平成 29 年 4 月 27 日付けで所有権の一部が旧所有者である「株式会社テックエステート」と「三菱 UFJ 信託銀行株式会社」(信託受託者)から「東京都競馬」にそれぞれ売買と信託財産引継ぎにより移転されています。売買などの金額は不明です。当該不動産は「株式会社テックエステート」の一部 13,833 m²(地番 19-46 から分筆)と「三菱 UFJ 信託銀行株式会社」信託財産の一部 3,346 m²(地番 19-5 から分筆)で、「東京都競馬」に移転された合計面積は 17,179 m²です。

「東京都競馬」は公営競馬である東京の大井競馬場の歩合家賃が主力で伊勢崎オートレース場も運営しています。東京証券取引所一部上場会社で公営ギャンブル業者としては高収益の会社で 2016 年 12 月期決算では売上 19,834 百万円、経常利益 5,098 百万円、純利益 3,087 百万円を計上しています。ギャンブル事業以外にも賃貸倉庫や「東京サマーランド」などの遊園地も経営しています。

競艇の場外舟券売場ボートピア習志野はその設置を巡って地元を中心に多くの反対の声が上がると伴にギャンブル場建設反対の運動が沸き起こりました。住民投票を求める署名や(議会で否決)、原告団が結成され訴訟を起こし最高裁まで争った習志野市内では過去にないような注目された問題でした。ボートピア習志野は開業以来 10 年を超え、年々売り上げは落ち、「テックエステート」の経営母体も 2 年前に「東洋エンジニアリング」から外資系のゴールドマンサックス関連会社の「ゴールドマン・サックス・クレジット・パートナーズ」と不動産・建築関連の「坪井工業」変わっています(坪井工業は同時にボートピア習志野駐車場の立体化請負業者)。今般、収益が悪化したボートピア習志野からの賃貸収入が年々減ることから、広大な駐車場用地を有効活用するために売却したとも思われます。しかしながら、その売却先が選りに選って新たな公営ギャンブル業者「東京都競馬」とは驚愕せざるを得ません。地元感情を逆なでするものに他ありません。

平成 29 年 3 月 28 日の第 30 回ボートピア習志野環境委員会会議記録(売却の約 1 か月前)を見ますと当該土地の売却について記載されていますが、物流倉庫に限定との発言があるものの、具体的な売却先の記載はありません。恐らくこの時点では「東京都競馬」は有力候補として売却交渉はかなり進んでいたものと考えられます。環境委員会では有力な情報を出さないばかりか、環境委員会会議の中でボートピアの運営で問題も起こっていないので会議の開催回数を年 3 回から年 2

回へ減らせという趣旨の提案の発言まで出されています。そもそも習志野の環境委員会はギャンブル場運営に関して地元の反対や不安を少しでも和らげるべく、その運営について諸問題を協議し解決・調和を図るために全国でも回数の多い年3回として設置したものです。事務局や委員の方々の一部は当初の委員会設立経緯や意味を一体理解されているのかは甚だ疑問に思わざるを得ません。ましてや今回は突然新たな公営ギャンブル業者に売却されてしまいました。

環境委員会の会議記録によりますと、「物流倉庫に限定」という発言があります。確かに「東京都競馬」は賃貸倉庫業も行っており、今回は「東京都競馬」の100%子会社である「東京倉庫」(資本金4億円)が4階建て倉庫を建築する計画となっていますので、その可能性はあるかもしれません。然しながら「東京都競馬」の本業は公営の大井競馬場をメインに伊勢崎オートレース場も運営する我が国最大の公営ギャンブル業者です。仮に当初は物流倉庫ができたとしても、それが競馬場外馬券売り場やオートレースの場外車券売り場に転用されないという保証はありません。

「ボートピア習志野」をめぐってはギャンブル場撤退を含めた陳情が未だに毎回議会に提出されています。

新たな土地所有者である「東京都競馬」に対して、ボートピア習志野の設置を巡る反対運動の経緯や地元感情を説明して、新たなギャンブル施設への転用を行わないことを申し入れるべく陳情いたします。

2017年5月29日

川辺 俊一

習志野市香澄 2-1-6

TEL [REDACTED]

習志野市議会議長殿

日本国憲法の尊重と擁護を求める陳情

(陳情項目)

安倍首相は本年5月3日の改憲派の主催する集会にメッセージを送り「2020年に自衛隊の存在を憲法9条に書き込んだ改憲を施行する」とスケジュールとともに表明しました。国会で論議されたこともない具体的な改憲案をスケジュールまで含めて発表するという事は、前例のない暴挙と言わざるを得ません。これは憲法99条の憲法擁護義務に違反し、立憲主義に反するものと考えざるを得ません。

下記項目について国に求めるべく陳情いたします。

1.国は憲法を遵守してその擁護に努めること。

(陳情の趣旨)

もともと、安倍首相らの主張は憲法9条2項の改憲と国防軍の保持でした。しかし第3項に「自衛隊の存在」を書き込むことによってこれまで憲法9条が果たしてきた海外での戦争の歯止めの役割を外し、2015年9月に強行成立された「安全保障関連法制(戦争法)」によってさえ限定的な容認であった「集団的自衛権」の行使を無制限に拡大容認して実質的に我が国を「戦争する国」にすることとなります。それは「自衛」の名による侵略戦争の道へ突き進んだ歴史の過ちを繰り返すこととなります。ましてや東京五輪開催時期や自らの任期に合わせる改憲など何の根拠も持ちません。憲法99条では「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と定められています。今回のこの発言は憲法擁護義務や立憲主義に反する極めて異常な憲法違反行為と言わざるを得ません。ましてや立法府への露骨な介入であり権力の乱用を防ぐ三権分立(立法権、行政権、司法権)からも大きく逸脱したものと考えざるを得ません。

仮に改憲は必要と思われる方にとってもこのような憲法違反とも思われる越権行為は我が国の民主主義を根本から覆すことになるのではないのでしょうか。

私たちは立憲4野党の合意にもと~~も~~安倍内閣での憲法改定発議には反対します。

憲法99条に従い国に憲法を遵守してその擁護に努めることを求めます。

2017年5月31日

戦争はいやだ!オール習志野行動

実行委員 清水 明子 習志野市本大久保 4-10-5 (Tel. [redacted])

実行委員 川辺 俊一 習志野市香澄 2-1-6

実行委員 穴山 孝 習志野市本大久保 1-12-13



平成29年6月2日
1字削除2字追加

北朝鮮の金(きん)正恩(しょうおん)氏による度重なる核実験及び弾道ミサイルの発射などに対し、市長が近年複数回に亘り発出している「抗議文」や陳情受理番号120号の採択を受け、昨年9月30日付で市議会が発出した「決議文」にも拘らず、それ等の行為をやめない現実に即し、わが国として国際社会と協調し、制裁を含むあらゆる圧力を北朝鮮に対し実行するよう国に求める意見書の提出を求める陳情

〔陳情趣旨〕

昨年1月6日、北朝鮮は4度目の核実験を行った。続けて同2月7日には事実上の弾道ミサイルを発射した。その後、最近に至るまで継続的にミサイルを発射し、国際社会への挑発を続けている。

北朝鮮による度重なる核実験及び一連の弾道ミサイルの発射は、核実験に対する強い非難と、核・弾道ミサイル開発に対する深刻な懸念を表明してきた一連の国際連合安全保障理事会決議や、六者会合共同声明、日朝平壤宣言に明確に違反して強行されたものであり、断じて許されるものではない。

習志野市は、昭和57年に、核兵器などによる戦争への脅威をなくし、市民共通の願いである世界の恒久平和を求める「核兵器廃絶平和都市宣言」を行った県下初の自治体である。

よって、習志野市議会は北朝鮮による一連の核実験及び弾道ミサイルの発射について厳重に抗議し、これまでの諸合意に従って、速やかに全ての核開発及び弾道ミサイル等の開発を放棄し、朝鮮半島の非核化に取り組むことを北朝鮮に対し強く求めるべきである。

また、国に対しても、国際社会と緊密に連携した外交努力を展開し、断固たる措置を継続的に実施することを通じて、北朝鮮による核・ミサイル問題を初めとした、諸懸案の早急かつ包括的な解決を図り、国民の不安を払拭すべく万全の措置を講ずるよう、意見書などを通じ、さらに強く、かつ継続的に求めるべきである。

昨年の第3回市議会定例会に上記趣旨の陳情(受理番号120号)を提出し、慎重なるご審議の結果、賛成多数で採択され、決議文を発出しているものの、以後事態はさらに悪化している。

主な事象を4点記す。

- ・昨年発射したミサイルは24発だったのに比し、今年は5月末現在で既に12発にも上り、その内4月、5月には各3発発射、特に直近では3週連続で3発を発射するなど国際社会の制止を嘲笑うかの如く増加傾向。また、先月27日にイタリアで開かれた「先進7か国(G7)首脳会議」で、全会一致で発出された「G7首脳宣言」(これは北朝鮮が「新たな段階の脅威」になったとし、核・ミサイル開発の完全放棄を要求し、この達成のために圧力強化でも合意)の直後である先月29日にも発射するなど国際社会へ挑戦する暴挙を継続。
- ・ミサイルのバリエーションが増加し(火星12型:大陸間弾道弾(ICBM)に近いとされるもの、潜水艦発射弾道弾(SLBM)、精密制御誘導システム(GPS・レーダーなど)を導入したと思われる新型ミサイル、地对空迎撃ミサイルなど)、その射程や威力、命中精度が確実に向上していると思料。
- ・固定式発射台から移動式発射台(車両など)へ、液体燃料から固体燃料へ、コールドローンチの多用、準備から発射までの時間短縮、宇宙空間からの大気圏再突入耐性などの技術向上。

先月 30 日、北朝鮮外務省によると「日本がこれ以上敵対的な行動をとるならば、在日米軍基地以外にも攻撃対象となる可能性」について初めて示唆、言及。

これ等の事象を視ても北朝鮮に核・ミサイル開発を放棄させるのは至難の業ともいえよう。

だが我々はこれを傍観してはならない。放置することは「座して死を待つ」に等しい。

そこで国連や国などとは違い公式は勿論、非公式でも朝鮮総連を含む北朝鮮との折衝が殆どない全国の市区町村議会でこそ表題に記した様な意見書の提出がなされるべきである。

事実として既に全国の多くの自治体議会に於いて意見書の提出や決議などがなされてもいる。全国のひとつでも多くの自治体の議会が意見書などを発出することにより、(これら草の根の意見が)上部組織である都道府県議会、国会・政府などへも影響を与える可能性は十分にある。

【但し書き】

平成 28 年 3 月議会から陳情者の個人情報が開示されたため止む無く以下記します。

* 私が過去及び今回他に提出した陳情などを基に(いわゆるレッテル貼りの基に)本陳情のご審議(議会運営委員会を含む)を行うことがないよう特にご留意ください。

* 本件のすべての文面は法の定めによる以外の転載・複写を一切お断りいたします。法の定めにより転載・複写をされる場合は但し書きや添付した資料、削除した部分があればそれらも含めて「一字一句漏れなく全文」をお願い致します。(公文書偽造を防ぐためリライト不可)

また団体・個人などのブログ等に陳情の趣旨などを歪曲して掲載し、いわゆるレッテル貼の如き卑怯・卑劣な誹謗中傷の類は厳にお慎みください。逆に言うと本陳情を論評される場合は本陳情全文(資料なども含む)を掲出した上で行ってください。

* 誠に勝手ながら賛否にかかわらず本陳情を含め当会や私に対するご意見、お問い合わせなどは一切承りかねます。悪しからずご了承ください。「どうしても意見などしたい」という方がおられるとすれば私と同様に「陳情または請願若しくは意見書」を市議会等に提出されることをお勧めいたします。よろしくご検討ください。

・近隣にお住まいの方などへご迷惑をお掛けすることなどが無いよう、私の住所地近辺(自宅を中心とする概ね300m 以内)での示威・扇動行為(街頭宣伝、ポスティングなど)はお止めください。また、私宛の来訪もお止めください。応対いたしかねます。

・私の住所地宛の書類・物品等の郵送、宅配なども一切お断り(受け取り拒否)いたします。

・他に勤務先やお取引先様、電話番号など(友人・知人、本人・家族・親族なども含む)が漏洩したとすればこれ等への来訪、電話、電子メール及び近辺での示威行為などもお止めください。

* 万が一、不審者・不審物・迷惑行為などと判断した場合は速やかに警察などへ通報させていただきます。

以上、ご理解のほどよろしくお願い致します。

陳情項目は表題に記した通りだが補足すると本陳情提出後、本会議で採決されるその時までには北朝鮮がさらなるミサイル発射や核実験などの挑発を行った場合は、わが国への悪影響度もさらに加味して採決されるよう求める。

習志野市議会議長 田中 真太郎 様



平成29年6月1日

警視抜刀隊の会

習志野市鷺沼台4-7-7 結方通